

確定申告におけるマイナンバーの記載及び添付について

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入により、平成29年分確定申告書等の提出の際には、「マイナンバーの記載」+「本人確認書類の提示または写しの添付」が必要となります。

（本人確認書類）

◆マイナンバーカード（個人番号カード）を持っている人は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅などからe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

◆マイナンバーカードを持っていない人は

番号確認書類	+	身元確認書類
《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》 ◎通知カード ◎住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限りです。）などのうちいずれか1つ		《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》 ◎運転免許証 ◎パスポート ◎在留カード ◎公的医療保険の被保険者証 ◎身体障害者手帳 などのうちいずれか1つ

※詳しくは、熊本国税局のホームページ（www.nta.go.jp/kumamoto）をご覧くださいか、阿蘇税務署（Tel0967（22）0551 自動音声案内）にお尋ねください。

南九州税理士会からの休日無料税務相談会のお知らせ

南九州税理士会主催で、熊本地震により被災された皆さまの税務申告に関する相談をはじめ雑損控除計算書作成のための休日無料相談会が、下記のとおり開催されます。

相談希望者は、必要書類を持参のうえ、ご来場ください。

申告相談会場	期間・受付時間	電話番号
役場2階大会議室	2月25日(日) 午前10時～午後4時 (正午～午後1時は除く)	Tel096 (372) 1151 (南九州税理士会事務局) Tel (67) 0501 (南九州税理士会阿蘇支部)

※確定申告については、「広報 みなみあそ1月号」にも記載していますので、ご参照ください。

消費税・地方消費税 （個人事業者）の 確定申告と納税は 正しくお早めに

平成29年分の個人事業者の「消費税及び地方消費税の確定申告」の申告・納付期限は、4月2日（月）です。

税務署などの申告相談会場は、特に「所得税及び復興特別所得税」の確定申告期限間近になると大変混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。申告書はできるだけ自分で作成し、早めに提出してください。申告書は郵便や信書便による送付で提出することもできます。

■平成29年分において課税事業者となる個人事業者

- ①平成27年分の課税売上高が1,000万円を超える
- ②平成27年分の課税売上高が1,000万円以下で、平成28年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している
- ③①、②に該当しない場合で、平成28年1月1日～6月30日の期間（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超える

〈問い合わせ〉

阿蘇税務署
Tel 0967 (22) 0551
※自動音声案内